

共用プール建屋内の全面マスク着用省略可能エリアの設定について

平成26年2月27日
東京電力株式会社



東京電力

1

目的

共用プール建屋内の床面の汚染分布及び空气中放射性物質濃度等の確認を行い、当該建屋内の2階と3階の一部エリアを全面マスク着用省略可能エリアに設定して作業員の負荷軽減、作業性の向上を図る。

建屋内のエリア設定に係る運用ルール

- ① 空气中放射性物質濃度がマスク着用基準以下(粒子状Cs: 2×10^{-4} Bq/cm³)であって、表面汚染密度が40Bq/cm²以下のエリア(これらの基準を逸脱するエリアは全面マスク着用とする)。
- ② 捕集効率95%以上の使い捨て式防塵マスク(DS2)を着用し、全面マスクを携行する。
- ③ 全面マスク着用省略できる作業を制限する(モーターの分解点検や配管の切断作業等、汚染が舞い上がる作業を行う場合は全面マスク着用とする)。
- ④ 定期的に建屋内の空气中放射性物質濃度、表面汚染密度を測定し、①の基準を満たしていることを確認する。
- ⑤ 建屋出入口で作業靴を履き替えて、建屋内への靴裏の汚染持ち込みの防止に努める。
- ⑥ 不測の事態発生時(未臨界監視の異常発生時、連続ダストモニタの警報発生時)は、保安班長がページング等により、建屋内にいる作業員に全面マスク着用を指示する。

共用プール建屋内のダスト・表面汚染の測定結果

- ・共用プール建屋内において、**表面汚染密度**を測定し、全面マスク着用省略可能エリアに設定する2階と3階のエリアの表面汚染密度が**40Bq/cm²以下**であることを確認した。
- ・共用プール建屋内において、表面汚染密度が比較的高かった箇所及び定期採取箇所にて**空气中放射性物質濃度**を測定し、**検出限界濃度未満**であることを確認した。
(「共用プール建屋内の空气中放射性物質濃度測定結果」参照)
- ・共用プール3階に連続ダストモニタを設置して、ダスト監視を行う。

運用開始予定

平成26年3月10日から運用開始予定

【参考】 5, 6号機建屋内は、平成25年10月7日に全面マスク着用省略可能エリア設定済み

3

共用プール建屋内(2階, 3階の一部)の空气中放射性物質濃度測定結果

OGM管式汚染サーバイメータによる測定結果

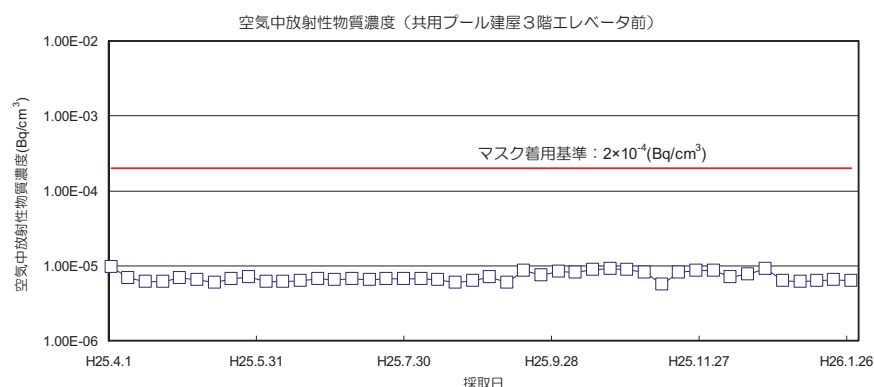
測定場所	採取日時	測定日	空气中放射性物質濃度(Bq/cm ³)
2階	① H26.1.28 14:26~14:46	H26.1.28	ND (<2.1E-5)
	② H26.1.28 14:27~14:47	H26.1.28	ND (<1.8E-5)
	③ H26.1.28 15:48~16:08	H26.1.28	ND (<1.8E-5)
3階	① H26.1.28 14:54~15:14	H26.1.28	ND (<2.1E-5)
	② H26.1.28 14:56~15:16	H26.1.28	ND (<1.8E-5)
	③ H26.1.28 14:22~14:42	H26.1.28	ND (<2.1E-5)
	④ H26.1.28 14:50~15:10	H26.1.28	ND (<2.1E-5)

共用プール建屋内の空气中放射性物質濃度は、検出限界濃度未満

なお、全面マスク着用省略可能エリアに設定しない他の階の空气中放射性物質濃度も検出限界濃度未満

○ γ 線核種分析結果

	測定開始日時	空气中放射性物質濃度(Bq/cm ³)	
		Cs-134	Cs-137
2階	③ H26.1.28 16:43	ND (<1.7E-6)	ND (<2.3E-6)
3階	④ H26.1.28 17:02	ND (<2.6E-6)	ND (<3.7E-6)



4

(参考) 全面マスク着用省略可能エリア



<1F構内全面マスク着用省略可能エリア>